

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び
 石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
 令和7年4月18日

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	条件等
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格			
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業（するめいか）県外	1	5トン以上30トン未満	定めなし	石川県沖合海域とする。	5月1日から12月31日まで	北海道に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年未満	
		1	〃	〃	〃	〃	鳥取県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	

許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和7年4月18日から令和7年4月24日まで